

- ・基礎控除額、給与所得控除額等の改正を取り上げます。
- ・年金改革法案について取り上げます。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

基礎控除額及び
給与所得控除額等の
改正について 2

年金改革法案 2

今年は例年並の梅雨入りとなりましたが、気温の変化が激しく、体調を崩した方もいらっしゃるのではと思います。これから熱中症にも注意しないといけませんね。

第102号では、令和7年度税制改正で見直され、12月に施行される各種控除等を取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

基礎控除額及び給与所得控除額等の改正について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。前回の季刊誌では、基礎控除額の改正及び特定親族特別控除の創設について解説しましたが、今号で給与所得控除の改正もあわせ、今一度改正内容の全体を説明します。

これらの改正は、令和7年12月1日に施行されるため、12月に行う年末調整のタイミングで改正内容が反映されることになります。

基礎控除額の見直し

会計所得金額 (収入が給与のみの場合の給与等の収入金額)	基礎控除額		改正前
	改正後 (令和7・8年分)	令和9年分以降	
132万円以下	95万円	95万円	48万円
132万円超 336万円以下	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下	68万円	58万円	
489万円超 655万円以下	63万円	58万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	58万円	

上記の表の通り、基礎控除額が原則は58万円、ただし令和7年、8年の2年間に限り、所得金額が655万円以下の方にはさらに上乘せがあり、かつ132万円以下の方の基礎控除額である95万円は恒久的に適用されます。

給与所得控除額

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

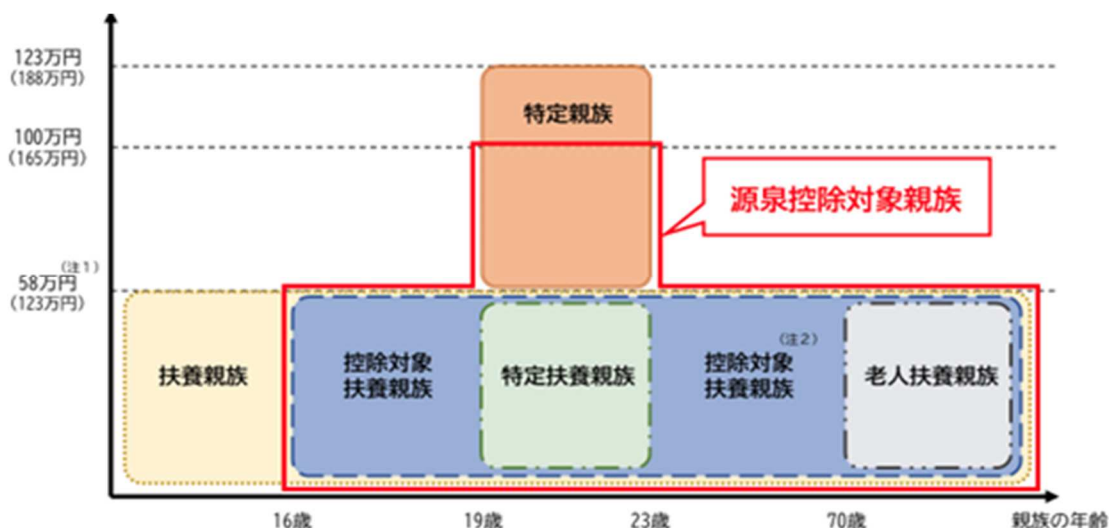
給与所得控除額が上記の通り改正となります。給与収入190万円超の方には変更はありません。

よって、**基礎控除額95万円＋給与所得控除額65万円＝160万円までの給与収入の場合には、所得税が課税されなくなります。**

なお、前号で紹介した特定親族特別控除の創設があったため、所得税の源泉控除対象となる扶養親族の対象がかなり複雑になりました。

令和8年分以後の扶養控除等申告書には、「源泉控除対象親族」（下記の赤く囲んだ中に入る人）を記載することとされましたので、事前に従業員の方へ周知が必要になると思われます。

また、令和8年分以後は改正後の「源泉徴収税額表」を適用しますので、こちらも注意が必要です。



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

年金改革法案

パートなどの短時間労働者が厚生年金に加入する年収要件(106万円以上)を撤廃することを柱とした年金制度改革法案が国会で可決承認されました。

現行で「従業員51人以上」となっている企業規模要件を段階的に引き下げ、2035年10月には撤廃されます。また個人事業所においても、適用が17業種となっているものを、全業種に拡大させる予定となっています。

一方、パートタイマーの手取り減少を防ぐため、企業側が50%を超えて負担した場合には、多く肩代わりした分を時限的に還付する制度も導入予定です。

その他、高齢者の併給調整金額の上限を緩和する施策、厚生年金の標準報酬月額の上限を現在の65万円から75万円へと引き上げる施策も導入予定です。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp